

訂正箇所	正誤区分																																	
	誤	正																																
特記仕様書 P34 23-21 分岐端緩衝施設工 23-21-2 種別及び材料	<p>23-21 分岐端緩衝施設工 23-21-1 定義 分岐端緩衝施設工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う本線とランプの分岐端に緩衝装置を設置することをいう。 23-21-2 種別及び材料 分岐端緩衝施設工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>材料</th> <th>適要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分岐端緩衝施設工 A</td> <td>防護柵標準図集に記載の分岐端緩衝施設を設置するもの</td> <td>共通仕様書15-3-3材料(1)ガードレールによるものとする</td> <td></td> </tr> <tr> <td>分岐端緩衝施設工 B</td> <td>丸形クッションドラムを設置するもの</td> <td>設計図書による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>23-21-3 数量の検測 分岐端緩衝施設工の数量の検測は設計数量(箇所)で行うものとする。 23-21-4 支払 分岐端緩衝施設工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う分岐端緩衝施設の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (4) 分岐端緩衝施設工 A B</td> <td>箇所 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	材料	適要	分岐端緩衝施設工 A	防護柵標準図集に記載の分岐端緩衝施設を設置するもの	共通仕様書15-3-3材料(1)ガードレールによるものとする		分岐端緩衝施設工 B	丸形クッションドラムを設置するもの	設計図書による		単価表の項目	検測の単位	特- (4) 分岐端緩衝施設工 A B	箇所 箇所	<p>23-21 分岐端緩衝施設工 23-21-1 定義 分岐端緩衝施設工とは、設計図書及び監督員の指示に従って行う本線とランプの分岐端に緩衝装置を設置することをいう。 23-21-2 種別及び材料 分岐端緩衝施設工の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>材料</th> <th>適要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分岐端緩衝施設工 A</td> <td>防護柵標準図集に記載の分岐端緩衝施設を設置するもの</td> <td>共通仕様書15-3-3材料(1)ガードレールによるものとする</td> <td>プリンカーライト本体、支柱及び取付金具は除くものとする</td> </tr> <tr> <td>分岐端緩衝施設工 B</td> <td>丸形クッションドラムを設置するもの</td> <td>設計図書による</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>23-21-3 数量の検測 分岐端緩衝施設工の数量の検測は設計数量(箇所)で行うものとする。 23-21-4 支払 分岐端緩衝施設工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、それぞれ1箇所当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う分岐端緩衝施設の設置に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (4) 分岐端緩衝施設工 A B</td> <td>箇所 箇所</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	材料	適要	分岐端緩衝施設工 A	防護柵標準図集に記載の分岐端緩衝施設を設置するもの	共通仕様書15-3-3材料(1)ガードレールによるものとする	プリンカーライト本体、支柱及び取付金具は除くものとする	分岐端緩衝施設工 B	丸形クッションドラムを設置するもの	設計図書による		単価表の項目	検測の単位	特- (4) 分岐端緩衝施設工 A B	箇所 箇所
単価表の項目	区分内容	材料	適要																															
分岐端緩衝施設工 A	防護柵標準図集に記載の分岐端緩衝施設を設置するもの	共通仕様書15-3-3材料(1)ガードレールによるものとする																																
分岐端緩衝施設工 B	丸形クッションドラムを設置するもの	設計図書による																																
単価表の項目	検測の単位																																	
特- (4) 分岐端緩衝施設工 A B	箇所 箇所																																	
単価表の項目	区分内容	材料	適要																															
分岐端緩衝施設工 A	防護柵標準図集に記載の分岐端緩衝施設を設置するもの	共通仕様書15-3-3材料(1)ガードレールによるものとする	プリンカーライト本体、支柱及び取付金具は除くものとする																															
分岐端緩衝施設工 B	丸形クッションドラムを設置するもの	設計図書による																																
単価表の項目	検測の単位																																	
特- (4) 分岐端緩衝施設工 A B	箇所 箇所																																	

訂正箇所	正誤区分													
	誤	正												
特記仕様書 P44 23-36 率計上工事に関する事項 23-36-3 種別	<p>23-36 率計上工事に関する事項 23-36-1 目的及び契約方法</p> <p>率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分については、当初契約において一式として契約する。特記仕様書23-36-4に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>23-36-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。 (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取り扱うものとする。</p> <p>23-36-3 種別</p> <p>率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>単価表の番号(1~160)の金額の合計に3%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>23-36-4 当初契約金額</p> <p>当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書23-36-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上とする。金額の記載あたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。</p>	単価表の項目	区分内容	摘要	率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~160)の金額の合計に3%を乗じた金額相当の率計上工事をいう		<p>23-36 率計上工事に関する事項 23-36-1 目的及び契約方法</p> <p>率計上工事とは、率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とするものである。当該部分については、当初契約において一式として契約する。特記仕様書23-36-4に示す率計上の考え方に基づき算出するものとする。</p> <p>23-36-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書1-2「用語の定義」に次を追加する。 (30) 「契約参考図書」とは、率計上工事に関する事項に係る率計上対象項目及びそれらの概算数量を示したもので参考図として取り扱うものとする。</p> <p>23-36-3 種別</p> <p>率計上工事に関する事項の単価表の項目の種別は下表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>率計上工事に関する事項</td> <td>単価表の番号(1~157)の金額の合計に3%を乗じた金額相当の率計上工事をいう</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>23-36-4 当初契約金額</p> <p>当初契約における率計上の算出に用いる単価表の項目及び率は、本特記仕様書23-36-3「種別」に示す単価表の項目の区分内容に従って算出し、一式計上とする。金額の記載あたっては、有効数字5桁とし、有効数字6桁目を切り捨てとする。また、10百万円未満の場合は、千円単位とし、千円未満の額については切り捨てとする。</p>	単価表の項目	区分内容	摘要	率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~157)の金額の合計に3%を乗じた金額相当の率計上工事をいう	
単価表の項目	区分内容	摘要												
率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~160)の金額の合計に3%を乗じた金額相当の率計上工事をいう													
単価表の項目	区分内容	摘要												
率計上工事に関する事項	単価表の番号(1~157)の金額の合計に3%を乗じた金額相当の率計上工事をいう													

訂正箇所	正誤区分	
	誤	正
設計図(舗装工) P38 標準横断図(4) 2方向非分離2車線部(下野市区間)	<p>2方向非分離2車線部(下野市区間)</p> <p>A-STA. 2+20</p> <p>アスファルトコンクリート表層工(高機能舗装Ⅱ型) t=40 アスファルトコンクリート透水性基層工 t=60 加熱アスファルト安定処理路盤工 t=150 粒状路盤工(下層路盤) t=150</p>	<p>2方向非分離2車線部(下野市区間)</p> <p>A-STA. 2+20</p> <p>アスファルトコンクリート表層工(高機能舗装Ⅱ型) t=40 アスファルトコンクリート透水性基層工 t=60 加熱アスファルト安定処理路盤工 t=150 粒状路盤工(下層路盤) t=150</p>